


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例				
	部課機関					
1. 要 旨						
<p>令和2年第1回市議会定例会において可決した東大和市介護保険条例の一部を改正する条例については、低所得者の保険料負担の軽減強化を目的としたものであったが、保険料率に関する基準政令が未公布であることから、条例の施行日を規則に委任していた。この度、基準政令である介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことから、条例の施行日を定める規則を制定するものである。</p> <p>(1) 規則の内容 条例の施行日を令和2年4月1日とする。(基準政令の施行日と同一日)</p> <p>(2) 規則の施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 条例を施行させることにより、令和2年度から非課税世帯の保険料負担の軽減強化を図ることができる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>令和2年2月 第1回市議会定例会において介護保険条例の一部改正条例が可決</p> <p>令和2年3月 介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布</p> <p>同月 本件規則につき文書課の事前審査済み。</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>庁議付議後、速やかに規則の制定手続を進める。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。